

介護保険制度改正案の概要及び基本指針について

1. 介護保険制度改正案の概要

社会保障審議会介護保険部会（令和元年 12 月 27 日）では、以下の事項における「介護保険制度の見直しに関する意見」を提示しており、今後、国において、部会意見を踏まえた法改正手続きを進めていくこととなる。（※別紙参照）

- ① 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- ② 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
- ③ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- ④ 認知症施策の総合的な推進
- ⑤ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

2. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

現在、国では、上記「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、第 8 期計画作成のガイドラインとなる「基本指針」の検討を行っており、今夏を目途に「基本指針（案）」が示される予定。保険者は、その内容を踏まえて第 8 期計画策定に向けた作業を進めていくこととなる。

■基本指針について

【第 8 期計画において記載を充実する事項（案）】

（1）2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・ 2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ・ 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要【第 7 期より継続】
- ・ 指定介護療養型医療施設の設置期限（2023 年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載

（2）地域共生社会の実現

- ・ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・ 一般介護予防事業の推進に関して、「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- ・ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- ・ 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえ記載

- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については、国が示す指標を参考に記載
- ・PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施設の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性につて記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載